

桜川市教育に関する大綱（改訂）

桜 川 市

改訂にあたり

桜川市では、「豊かな心と生きがいを育む教育・文化環境づくり」を基本目標とした「桜川市教育に関する大綱」を平成28年2月に策定して、その目標実現に向け様々な教育施策を実施してまいりました。

この度、平成29年度から平成38年度まで10年間のまちづくりの指針を示した「桜川市第2次総合計画」を策定したことから、本大綱につきましても、第2次総合計画における教育施策に関する基本的事項との整合性を図り、次の時代を見据えた教育行政を展開すべく、「桜川市教育に関する大綱」を改訂するものです。

今後はこの2つの計画に位置付けられた指針を基に、より良い教育環境づくりとその充実を図るため、教育施策を展開してまいります。

平成29年4月

桜川市長 大塚 秀喜

1. 改訂大綱の位置づけ

大綱は、平成27年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織および運営に関する法律」第1条の3に規定されるものであり、教育に関する基本的な計画として策定され、「教育基本法」第17条第2項の規定に基づく国の教育振興計画、県の教育振興計画及び第2次桜川市総合計画を踏まえて、桜川市教育に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めたものです。

2. 計画期間

改訂大綱の対象期間は、平成29年度からスタートする第2次桜川市総合計画推進と歩調を合わせるため、第2次桜川市総合計画前期基本計画期間である、平成29年度から平成33年度までの5か年とします。

3. 基本目標

～ 生きがいを育む学びのまちづくり ～

1 学校教育の充実

- 子どもたちが、社会において自立的に生きるための「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育を推進します。また、より良い教育環境を築くため、小中一貫教育と学校の適正規模・適正配置を進めます。

そのために、次の取り組みを推進します。

① 教育内容の充実

- ◆ 児童生徒の学力と体力の向上を図り、楽しい学校を目指します。

② 教育体制の充実

- ◆ 学校・家庭・地域が連携して、児童生徒を支援します。
- ◆ 道德教育を中心とした心の教育の充実

③ 教育環境の整備

- ◆ 小中学校の適正配置を推進します。

④ 就学前教育の推進

- ◆ 幼児期の教育と小学校教育の支援・指導の連続性を目指します。

2 生涯学習・芸術文化活動の推進

- 図書施設の整備などにより、地域や世代を超えた生涯学習機会の充実を図ります。また、様々に展開されている市民の芸術文化活動を推進します。

そのために、次の取り組みを推進します。

① 自主的な活動の支援と学習機会の提供

- ◆ 市民が生涯学習に自発的に参加できるよう、学習できる機会の提供に努めます。

② 親しみを感じる文化振興の推進

- ◆ 市民が芸術や文化に気軽に親しめるよう努めます。

③ 生涯学習・文化施設の活用

- ◆ 市民が活用しやすい施設を目指して、利便性の向上を図ります。

3 青少年の健全育成

- 次世代を担う青少年の健やかな育成に向けて、家庭・地域・学校の連携や相談体制の強化を図り、青少年の自主的な活動を支援します。

そのために、次の取り組みを推進します。

① 青少年活動の充実

◆ 豊かな体験を通して、子どもたちの「生きる力」を育みます。

② 家庭教育の充実

◆ 子どもたちの手本となる保護者意識を高めます。

③ 地域教育力の充実

◆ 地域の子どもは地域で育てるという意識を啓発します。

4 生涯スポーツ活動の振興

● 生涯にわたりスポーツに親しみ、心身ともに健やかに暮らす事ができるように、市民の健康推進や交流の機会としての生涯スポーツ活動に取り組みます。そのために、次の取り組みを推進します。

① スポーツをする機会の充実

◆ 市民がスポーツを楽しむ事ができる機会と場を提供します。

② 快適な施設利用の推進

◆ 安全で快適にスポーツができるよう、施設整備を推進し有効利用を図ります。

③ スポーツの魅力発信と交流の推進

◆ 茨城国体や東京オリンピック・パラリンピックを通じて、スポーツの魅力を発信します。また、スポーツ交流の輪を広げ、地域を元気にします。

5 文化財の保存・活用

● 重要伝統的建造物群保存地区やヤマザクラなど、地域の特徴ある文化資源の保存活用に取り組み、文化財の魅力向上を図るとともに、それらを生かした市民の活動を展開します。

そのために、次の取り組みを推進します。

① 文化財の保存

◆ 文化財を保存し、後世に伝承していきます。

② 文化財の活用

◆ 文化財を活用し、伝統行事や文化財に愛着心や誇りを醸成します。

③ 文化財ボランティアの育成・推進

◆ 文化財に関するボランティアを育成し、活動を推進します。